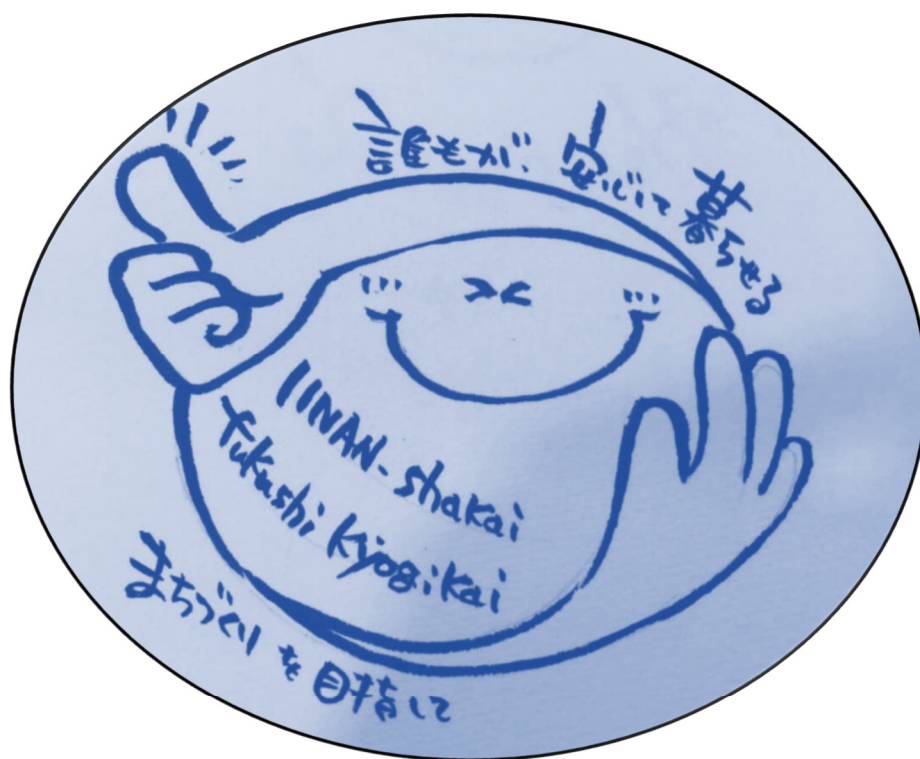


令和 3 年度 事業計画



社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会

◎基本理念

飯南町社会福祉協議会の基本理念は、
「一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」
を地域福祉活動の使命として推進していきます。

◎基本目標

「頼られる社協、応える地域福祉活動を目指します。」

◎令和3年度 社協指針

本県においては、人口減少や少子高齢化、単身・高齢者世帯の増加傾向が続き、また、厳しい経済情勢による雇用や生活不安などを要因とする生活困窮や、自死、引きこもりなど、地域の生活課題は飯南町も同様に、深刻化・複雑化しています。加えて、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大も町民の暮らしに様々な影響を与えています。

国においては、福祉施策の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」に向け、平成29年に改正された社会福祉法において、市町村は地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりに努めることを規定、さらに令和2年の法改正において、その具体的施策として“重層的支援体制整備事業”が新設され、全国の自治体での取り組みを推進しています。

当社協の地域福祉部門では、地域共生社会の実現に向けての期待が一層強まる中、具体的な活動方針が示されている「しまね版第2次アクションプラン」を指針・ツールとし、令和3年度は策定後4年目を迎える飯南町地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）の振り返りと見直しを行いながら、令和5年度からの5ヶ年計画に反映させてまいります。さらに、地域においては、近年、力を入れ取り組んでいます“防災と福祉を連携させた地域福祉”の推進や、福祉活動への住民参加の基盤となる福祉教育の推進に向けて、行政や関係機関、団体との連携・協働を図り、社協としての役割を果たしていきたいと思っております。

法人運営部門では、「社会福祉法人改革」によるガバナンスの強化はもとより、法人運営の透明性、財務規律の強化を引き続き継続することで信頼性を高めてまいります。また、平成31年4月1日から順次施行されている「働き方改革」の実現に向けて随時対応していくことで、働く環境整備を行い、働き甲斐のある職場づくりを目指します。

介護保険事業部門においては、本会の大きな財源を占めている処遇改善加算、特定処遇改善加算を含む介護保険収入であります。特に近年、通所・訪問介護サービス事業においては、利用者の方の医療依存度が高くなることで入院をされたり、家族の介護負担が高くなることで介護施設への入所希望も多くなり、在宅での要介護者数が減少しています。逆に事業対象者、要支援1・2における利用者は増加傾向にあり介護保険収入は減少しています。令和3年度から通所介護事業においては、通所型サービスから地域密着型通所介護サービスへの転換を図り業務を行います。訪問介護事業においても、要介護者数の減少に伴って訪問回数の減少に繋がり、介護保険収入の減少が続いていることから、当社協としては、さらに効率的な事業運営を進めてまいります。

保育所運営部門では、通常保育の継続と保育内容の充実はもとよりですが、令和3年4月1日から、かねてより目標としていました低月齢児の受入れを、生後6ヶ月児から桜ヶ台保育所（一保育所のみ）において実施いたします。

また、平成30年度から取り組みを始めた「自然体験活動事業」も、今年度は4年目になります。ネイチャーガイドの指導により、飯南町の自然を活用した活動を展開する中で、子どもたちの豊かな感性を育むとともに、保育者の学びも広げていきたいと考えます。

保小中高一貫教育においては、昨年度から統一した活動として「キャリアパスポート」に取り組んでいます。小中高と連携した活動に取り組んでいくことにより、さらに学校とのつながりを深めていきます。

保育所の人材確保については、令和3年度においても引き続き県内・県外の保育専門学校への保育士募集を行うとともに、保育体験事業の実施や、保育実習生の受入れ等により努力してまいります。

本会といたしましては、国・県の施策とも連動した事業を展開し、地域住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超えた「支え合う」地域づくりへの取り組みを支援することで「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指します。

<各課の事業計画>

I. 総務課

1. 運営方針

- 社会福祉法に基づいた役員会の運営や事業運営の透明性・財務規律の強化に努めます。
- 法人全体で各事業の経営状況を共有し、全職員で効率的な事業運営を目指します。
- 行政を始めとする他機関と連携した人材確保に努めるとともに、職員のキャリアに応じた研修を行い、職員の資質向上に取り組みます。

2. 重点実施項目

- 伝送システムを活用した事務量の軽減と、オンライン環境の整備を行います。
- 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理に努めます。
- 飯南町共同募金委員会・日赤飯南町分区の継続した取り組みを行います。

3. 実施事業

(1) 役職員会議の開催

- 1) 理事会の開催（5月・6月・10月・1月・3月）
- 2) 監査会の開催（5月・10月）
- 3) 内部監査の実施（年3回）
- 4) 理事会全員協議会の開催による重要事項の事前協議及び情報交換
- 5) 役員研修会の開催（12月）
- 6) 評議員選任・解任委員会の開催
- 7) 議決機関としての評議員会の開催（6月・10月・2月・3月）
- 8) 運営検討会議の開催（月1回）
- 9) 管理職会議の開催（随時）

(2) 諸規程の整備

- 1) 根拠法に添って関連規程を改正の都度整備し、法令順守に努めます。
- 2) 社会保険労務士との委託契約により、労働関係法律の改正に速やかに対応します。

(3) 地域公益活動

- 1) 社会福祉法人と連携して、公益的な取り組みを進めていきます。

(4) 情報開示による事業の透明性の確保

- 1) ホームページによる情報開示を行います。
- 2) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの運用を行います。
- 3) 広報誌“社協だより”を発行します。（年5回）

(5) 社協会費の募集

- 1) 住民は社協会員であるとの理解を深めるPRに努めるとともに、企業等賛助会員から会費の募集に努めます。

(6) 公的財源の確保

- 1) 基本的な法人運営の理解を求め、公費財源の確保に努めます。

(7) 福祉・介護人材の安定的な確保と定着

- 1) 行政を始めとする関係機関と連携して人材確保に努めます。

(8) 基金の活用による地域住民への還元

- 1) 香典返し等の寄付による典礼事業（斎壇・霊柩車）の整備をします。
- 2) 町内福祉施設への福祉用具の助成事業を実施します。
- 3) 地域福祉推進事業への活用をします。

(9) 各部署との連携による職員育成研修

- 1) 新人職員には採用後、内部研修の実施を行い配属先では実務に添った研修と研修日誌を活用したスムーズな職場適応への支援を行います。
- 2) 中堅・指導的職員等、キャリアに応じた外部研修への積極的な参加を促します。
- 3) 職員一人ひとりが目標をもって仕事に取り組めるように職員目標管理シート of 継続実施を行います。
- 4) 地域福祉サービス法人内部会議により、主任者間の情報共有と課題に対する協議の場を持ちます。
- 5) 職員の人権意識を高めるため、ハラスメント等に対応した人権研修の充実を図ります。

(10) 資格取得の推進

- 1) 資格取得支援制度実施要綱の運用により、積極的な資格取得を推進します。

(11) 職員の福利厚生

- 1) 衛生委員会の開催し、職場環境及び職員の健康管理について課題をあげ改善を図ります。
- 2) 健康診断に結果について、産業医の先生と協力して職員の健康保持に努めます。
- 3) 定期健康診断に加えて、積極的ながん検診を推奨し助成金を支給します。
- 4) メンタルヘルスの相談窓口を設けるとともに、全職員に対してストレスチェックを行います。

(12) 苦情解決

- 1) 各部署における苦情等を職員が共有認識し、再発防止に努めます。
- 2) 住民・サービス利用者からの要望や、課題については、運営検討会議等で協議し各部署や関係機関に繋げていきます。
- 3) 第三者委員との意見交換会の開催を行い、適切な苦情対応に努めます。

(13) 赤い羽根共同募金活動の充実

- 1) イベント募金や、募金付き自動販売機の設置など積極的な募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- 2) 新たな募金活動（募金百貨店・テーマ募金）を検討していきます。
- 3) 共同募金委員会、審査委員会による公正な助成事業の決定をします。

(14) 日赤飯南町分区の活動の充実

- 1) 赤十字活動の推進及び社費・寄付金の資金協力を努めます。
- 2) 災害時における速やかな活動に努めます。
- 3) 救急法講習会等への講師派遣
- 4) 救援物資・見舞金の贈呈

II. 地域福祉課

1. 運営方針（オールしまね社協 行動方針）

- つなげる・・・対象や分野を超えたネットワークの形成を図り、住民主体の地域づくりを進めます。
- 受け止める・・・全ての住民の思いを受け止め、寄り添い、共に解決に向けて行動します。
- 挑戦する・・・地域の生活・福祉課題に向き合い、その解決に向けて挑戦します。

2. 重点実施項目

- オールしまね社協の3つの行動方針を果たすため、地域に積極的に出かけ、地域をより深く知り、地域状況を踏まえた地域福祉を推進します。
- 関係機関との協働により、新しい生活様式に対応する”地域のつながりの提案”（つながりの創出支援）をしていきます。
- 『地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）』の振り返りを行い、令和5年度からの5か年計画に反映します。

3. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

各関係機関との細やかな連携のもと、まちづくりを一体的に進めます。

- 1) 『地域福祉活動計画』を軸とした小地域福祉活動の推進
 - ・福祉合同会議の開催（年2回）
 - ・防災から地域づくりを進める研修会の各地区開催の支援
 - ・『地域福祉活動計画』評価及び見直しの実施
 - ・福祉視察研修先の調整、車両貸し出し

(2) 生活支援体制整備事業

高齢になっても地域で自立した生活を送れるよう、支援の体制づくりを進めていきます。

- 1) 生活支援コーディネーター業務の実施による、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の機能強化
 - ・地域課題の把握、社会資源の創出支援
 - ・保健福祉課、地域振興課、各公民館等と協働した事業の実施

(3) 総合相談事業

生活課題を抱える人の総合相談機能を充実・強化し関係機関とともに支援します。

- 1) 心配ごと相談『こもれば相談』の開設 毎月2回
- 2) 無料法律相談の開設 隔月1回
- 3) ひきこもり・不登校の当事者・保護者の相談場所『ぷらっと』の開設
毎週3回 月曜日、水曜日（14時～17時）、金曜日（9時～17時）
 - ・サポーター増員、幅広い悩み対応への拡充、資質向上
 - ・訪問活動の継続
 - ・他機関との協働支援、ケース会議への参加
- 4) 相談場所の周知、相談をつなぐ体制強化に向けた働きかけ（ポスター、パンフレットの活用）
- 5) 相談者に応じた相談場所の設定
- 6) 相談員、サポーターの研修会への参加促進

(4) 日常生活自立支援事業・法人後見事業

高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう、ふたつの事業の役割を活かしながら、各関係機関と連携した支援に努めます。

- 1) 住民への各制度の周知、研修会の実施
- 2) 各関係機関（福祉事業所等）と連携した事業の推進
- 3) 生活支援員研修会への参加促進（県社協主催、飯南町社協主催）
- 4) 法人後見運営委員会の開催

(5) ボランティアセンター事業

皆が協働し地域の生活課題を解決していくために、ひとりでも多くの方の理解を深め実動いただけるよう、啓発や育成に努めます。

- 1) ボランティアの理解促進、及びボランティアの育成と強化
 - ・ボランティア研修会の開催
 - ・小中学生対象のサマーボランティアスクールの開催（各学校に出向いての開催も視野に入れる）
 - ・活動募集やニーズに応じた活動者のコーディネート
 - ・福祉教育推進事業と併用した事業の推進

(6) ふれあいいきいきサロン事業

地域の集いの場が安心、安全に再開、継続できるよう支援をしていきます。

- 1) 継続支援
- 2) サロンを通じ、地域住民との交流を広げるための情報提供
- 3) サロンボランティアリーダー研修会の実施

(7) いーなんシルバーおたすけ隊事業

会員には知識や経験を活かせる場を提供し生きがいや健康の増進を、利用者には有償ボランティアの利用により安心した生活の継続をめざし、双方の支援を行ないます。

- 1) 新規会員募集の継続
- 2) 安全・適正就労の促進
- 3) 会員意見交換会の実施
- 4) 対象外のニーズを他機関へつなぐ

(8) 配食サービス事業

栄養バランスのとれた体に優しい弁当作りと、安否確認を兼ねた弁当の配送を行います。また、福祉教育やボランティアの育成に繋がります。

- 1) 感染症対策を徹底した、事故のない運営の継続
- 2) ボランティアの協力のもと、地域との連携を深めた円滑な運営
- 3) 若い世代や職域等からのボランティア活動への参加促進

(9) 福祉教育推進事業

各関係機関とともに福祉教育を進めていきます。また将来、福祉に携わる人材の育成を強化し、社協全体で取り組む体制を構築します。

- 1) 各学校、保育所における福祉教育支援の継続と働きかけ
- 2) 行政や各公民館、中山間地研究センター等との連携強化による協働した福祉教育の推進

(10) 地域福祉諸団体との連携事業

福祉のまちづくりを地域福祉諸団体と協働して推進します。

- 1) 民生児童委員協議会との協働
- 2) 身体障がい者協会、原爆被災者協議会、手をつなぐ育成会への支援・協力
- 3) 老人クラブ連合会、母子会、遺族会、福祉施設、各ボランティア団体などとの連携・協力

(11) 単身高齢者、高齢者等世帯事業

訪問活動を継続し“安心と生きがいつくり”のお手伝いをしていきます。

- 1) 70歳以上の高齢者世帯訪問の実施（実態把握、困りごとの相談、情報提供）
- 2) 生きがいつくり支援

(12) 生活福祉資金・民生融金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者等を対象にした資金貸付と、必要な相談支援を飯南町と連携し対応するとともに、他の福祉サービスに繋げることも視野に入れた事業運営を行います。

- 1) 生活福祉資金の円滑な運営
- 2) 民生融金（緊急現金）の円滑な運営
- 3) コロナ禍における総合支援資金特例貸付（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方対象）の延長等の広報と迅速な対応
- 4) 飯南町の生活困窮者相談窓口（福祉事務所）と連携した借入申し込み世帯の生活課題の把握、課題への取組み
- 5) 資金運営委員会の開催（定例1回/年、必要時）

(13) 災害ボランティアセンターの設置運営

災害時において、災害ボランティアセンターの速やかな設置、運営ができるよう平常時より各関係機関との協議や研修会を実施します。

- 1) 島根県社協主催『災害ボランティアセンター立ち上げ・運営研修会』の開催
- 2) 防災士会をはじめとした諸機関との協働による住民への意識啓発の実施

Ⅲ. 在宅福祉課 《通所介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者へ地域とのふれあいの場を提供し、安心して安全に過ごせる居場所づくりと共に地域に根差した場所となるよう実践します。
- 利用希望者を受け入れ、一人ひとりを大切にし個性や状況に合わせた介護を実践します。
- 建設的な意見を出し合える環境を作り、様々な世代の職員が切磋琢磨し協力しつつ働きやすい職場作りを目指します。

2. 重点実施項目

- 利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、心身機能の維持と介護者の介護負担が軽減できるようサービスを提供し、長く笑顔で過ごしていただけるよう努めます。
- 重度の認知症や医療依存度の高い方、障がいの方の高齢化による介護保険への移行等、多様化する利用者にあったサービスを提供します。
- 令和3年4月からの介護報酬改定（地域密着型通所介護への移行）による報酬の状況を見極め、今後も効率的かつ地域に根差した施設運営となるよう努めます。

3. 実施事業

(1) 通所介護事業（介護保険で要介護1～5と認定された方）

- 1) 通所介護計画・個別対応マニュアル(介護手順書)・アセスメントの作成
 - ・利用者個々の通所介護計画の作成と評価を行い、適切なサービスを実施し提供します。
- 2) 機能訓練の実施
 - ・利用者個人の生活場面に着目した、個別の機能訓練を実施し、軽作業やレクリエーションを通して、楽しみながら心身機能の維持向上を図るプログラムを実施します。
- 3) 自立支援と意欲の向上
 - ・自立支援という基本原則をもとに、本人の残存機能を見極め、在宅生活の中でできることを維持し、ADL介助においても本人の能力を引き出す介助を行います。
- 4) 口腔ケアの実施
 - ・口腔体操の実施、食後等口腔内の清潔を保ち、咀嚼・嚥下機能の維持向上に努めます。
 - ・必要に応じ、医療機関の協力を仰ぎ、個別に口腔ケア指導を行います。
- 5) 園芸活動の実施
 - ・四季に沿った花や野菜を育て、収穫・調理・食べる事での楽しみにより利用者間のコミュニケーション・意欲向上を行います。
- 6) 認知症の悪化防止
 - ・認知症の利用者に対して、楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施します。
- 7) 状態把握と悪化防止
 - ・利用者の日々の状態把握に努め、安全に一日を過ごしていただきます。状態に変化がある場合、各関係機関、家族と連携し悪化防止と早期発見・対

応に努めます。

(2) 第I号通所介護事業（介護予防現行相当サービス、事業該当者）

- 1) 認知症予防、機能訓練の実施
 - ・レクリエーションや創作活動等を通して、生活意欲の向上と心身機能の維持向上に資するプログラムを実施します。
 - ・認知症予防として、楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施し、栄養や生活習慣などの相談助言、調査を行います。
- 2) 自宅でできる介護予防の紹介
 - ・自宅で継続してできる、筋力低下予防・健康体操・尿失禁予防・生活習慣等を紹介し、要介護状態への進行を予防することに努めます。
- 3) 個別相談・生活相談
 - ・利用者が抱える生活上の悩みや困りごとを打ち明けていただけるよう信頼関係を構築し、利用者にとって住みやすい環境となるよう相談、提案を行います。

(3) 来島高齢者生活福祉センター事業

- 1) 居住部門
 - ・1人部屋 5室
 - ・2人部屋 2室
 - ・障がい者用部屋 1室 10名定員
- 2) 生活管理短期宿泊事業
 - ・定員 4名
 - ・冠婚葬祭等、家族が不在の際に短期間（最大1週間程度）の利用が可能
- 3) 冬期宿泊センター
 - ・平成25年12月開所（12月1日～3月31日）
 - ・個室 4部屋 夫婦部屋2部屋

(4) 基準該当生活介護の実施（障がい者総合支援法関係）

- 1) 65歳未満の在宅障がい者の方に対する必要な介護を提供するとともに、介護者の負担軽減に努めます。

4. リスクマネジメント

- ・施設内、サービス提供中に発生の可能性のあるあらゆるリスクの防止について、職員が基礎知識と共通認識を身につけ、必要に応じマニュアルを見直し、定期的に事故防止を協議し危機意識を高めることで危機管理能力の向上に努めます。
- ・感染症対策には、積極的な研修受講と保健機関等専門職の指導等を仰ぎながら、速やかに対応していきます。

5. 苦情相談の対応

- 1) 利用者及び家族に対する聞き取りを実施し、要望、苦情の早期把握に努めます。
- 2) 利用者及び家族からの相談、苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に努めます。

- 3) 受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間にて共有しサービスの改善に向け誠実に対応を行います。

6. 事業所における自己評価の実施

- ・雲南地域介護サービス事業管理者連絡会における事業所自己評価を行いサービスの見直しを行います。

7. その他

(1) 研修計画（主なもの）

- 1) 科学的介護の技術取得や、認知症対応の研修に参加します。
- 2) 利用者層の変化に伴う、新しい時代の通所介護の運営・あり方についての研修に参加し、職員全体で協議を進めます。
- 3) 職場内においては、諸規程（特に就業規則）及び職業倫理を説明・教育し、組織人として必要な心得を学びます。
- 4) 相談援助技術の向上を目的とする研修に参加します。
- 5) 経営感覚の醸成が重要視される中、経営支援の研修に参加します。

(2) 見学・デイサービス体験利用の受け入れ

- 1) 新型コロナウイルスの感染状況を鑑みつつ、1日2人を上限に体験利用を受け入れます。
- 2) 施設の見学、サービス内容の説明に随時対応します。

(3) 会 議

- 1) 外部会議（定例）
運営検討会議・管理職会議・高齢者サービス調整会議・サービス担当者会
法人内部会議・来島居住施設事業検討会議・介護予防推進会議
飯南町福祉施設協議会・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会
雲南圏域障がい者総合支援協議会・雲南地域通所介護部会
- 2) 課内会議
職員会（月1回）・ケース検討会（月1回）・事故防止検討会（随時）
- 3) 地域密着型通所介護運営推進会議（概ね2か月に1回）

(4) 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を行います。（検温、手指消毒、うがい、マスク着用などの感染予防）
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受けます。
- 3) インフルエンザの予防接種を受けます。

Ⅲ-I. 在宅福祉課《訪問介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者の意志や人格を尊重し、個々の立場に立った質の高いサービスの提供を目指します。
- 利用者が住み慣れた地域在宅で、その人らしく安心して暮らしていただけるようお手伝いします。
- 地域の持つさまざまな福祉サービスと密接な連携を図り信頼関係を築く中で、相談しやすく、利用しやすい事業所を目指します。

2. 重点実施項目

- 新型コロナウイルス感染拡大防止について全職員が感染予防を行うとともに、技術、知識、制度を学び利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めます。
- 職員間、各関係機関との報告、連絡、相談を密にし、利用者の日々の状態変化を見逃さず自立のお手伝いをします。
- 町内唯一の訪問介護事業所としての責務を認識し、安心して信頼して利用頂けるサービスの提供を行います。

3. 実施事業

(1) 介護保険による訪問介護事業

要介護1～5と認定された方で、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が出来るよう支援を行います。
(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(2) 介護保険による第1号訪問事業（介護予防現行相当サービス、事業対象者）

要支援I・IIまたは事業対象者と認定された方で、可能な限り居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行います。(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(3) 障がい者総合支援法による居宅介護事業

居宅において利用者の意志及び人格を尊重し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。
(身体介護、家事援助、通院等介助のサービス提供)

(4) 法定外福祉サービス事業

当事業所のサービス利用者に対し、介護保険、障がい福祉サービスでは算定することが出来ない支援を提供し、安心した生活の維持を図ります。

4. 各種会議

1) 外部会議（定例）

高齢者サービス調整会議・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会・ケース担当者会・地域ケア会議・雲南地域訪問部会・飯南町自立支援協議会地域部会・集団指導（介護保険、障がい者福祉サービス）

2) 内部会議

課内職員会（月1回）

連絡事項の確認、ケース検討、研修報告、ケア技術の向上の研修を実施

5. 研修会への参加

- 1) すべての職員が目的を持ち計画的に研修に参加します。
(認知症、接遇、人権、感染症、介護技術、コミュニケーション技術、障がいの特性等)
- 2) 研修復命による職員への報告、勉強会の実施・課内研修を実施します。

6. 健全な事業運営の促進

- 1) 利用者のニーズに対応できる勤務体制の確保に努めます。
- 2) 訪問時間の効率的な配分と合理的な勤務体制を築きます。
- 3) 困難ケースに対する情報を共有し適切なサービスに努めます。
- 4) 公用車の保全管理を実施します。
- 5) 常に安全運転に心がけ余裕をもって早めの行動を心がけます。
- 6) ヒヤリハットへの対応、事故防止に努めます。
- 7) 緊急時における対処方法の明確化を図ります。

7. 苦情相談の対応

- 1) 利用者及び家族に対する聞き取りの実施、苦情、要望の早期把握に努めます。
- 2) 利用者及び家族からの相談苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に繋がります。
- 3) 受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間で共有しサービスの改善に向けて誠実に対応します。

8. 事業所における自己評価の実施

- 1) 雲南地域介護サービス事業管理者連絡会における事業所自己評価を行い、サービスの見直しを行います。

9. 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を強化します。(手洗い、手指消毒、マスクの着用、うがい、または訪問中の事故防止)
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受診(訪問介護員全員、年に1回以上実施する)
- 3) インフルエンザの予防接種、検便を行います。(検便については年1回以上)

IV. 特別養護老人ホーム あかぎの里

1. 運営方針

- 「あかぎの里」で働くスタッフは、「自分の大切な人」を安心して託すことができる施設づくりを目指します。
- 「明るく・暖かく・穏やかな生活の場」を創り上げることを念頭におき、入居者にここに住んで良かったと言っていただけの施設を目指します。
- 常に「多職種協働」を意識し、知恵を出し合い、入居者お一人おひとりの生活を精一杯支えます。

2. スタッフ活動目標

- (1) 常に「穏和」(落ち着き・和やか)な対応で接します。
- (2) 入居者・家族そして、職員同士が「礼儀」をもって仕事に臨みます。
- (3) 変化を恐れず、自分自身が「前進」することで施設に貢献します。
- (4) 「人権・命の尊さ」を常に重んじます。
- (5) 「慢心することなく」、社会人として向上できるよう「直向き」に仕事に取り組みます。

3. 重点実施項目

- (1) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、計画した事業の中止、面会の禁止、入居者・職員の外出の自粛、ボランティア活動者の受け入れ中止等、一生に一度あるかどうかの異例の年となりました。今後、ワクチンの接種や治療薬の開発により、通常の生活に戻れた際は、入居者の気分転換や癒しを提供できる活動を再開したいと思えます。
- (2) 令和2年度の経営状況は、新型コロナウイルスの影響により「かかり増し経費」が必要であったり、衛生用品の価格高騰により、不安定なものとなりました。令和3年度は、経営の安定のため、目標稼働率を入所96%、短期入所72%として取り組んでいきます。
- (3) 感染症予防対策には引き続き、万全を尽くしていきますが、令和3年度は非常災害(自然災害)が発生した場合についても被害を極力少なくするよう検討を重ねてまいります。
- (4) 令和3年度は、職員一同基本に立ち返り、「命の尊さ」や「人権尊重」について考える時間を持ち、穏やかにケアに向き合える環境を整えるための取り組みを進めます。
- (5) 全国平均と比較すると、当施設は離職率が低い状況ですが、今後も離職防止と計画的な採用が可能となるよう、労働条件や職場環境について、向上するよう取り組んでいきます。

4. その他の実施項目

- (1) すべての職種が「アセスメント」の重要性を認識し、「主観的情報」と「客観的情報」を相互に関連づけながら、情報を共有する中で、適切なケアを提供します。また、定期的に課題を分析し、より良いサービスに結び付けます。
- (2) 入居者の声を傾聴し、できる限り「思いや願い」を尊重したサービスを提供します。
- (3) 認知症への理解を深めることにより、認知症の方の尊厳を保ち、行動・心理症状(BPSD)へ適切に対応することで、穏やかな生活を送っていただける

よう支援します。

- (4) スタッフ一人ひとりが役割を深く認識することで真の意味での「多職種協働」を行える仕組みを作ります。
- (5) 嘱託医、町立病院との連携を深める中で、早期発見・早期治療につながる医療が提供されるよう支援します。
- (6) 経口摂取の維持と食形態、時間（タイミング）、そして嗜好調査を行いながら、「食」を楽しんでいただくための取組みを行います。
- (7) 専門機関の協力を仰ぎながら、口腔機能の維持・向上、嚥下機能の維持・向上のための取組みを行います。
- (8) 令和2年度に引き続き、補助金等を活用した介護ロボットの導入及び施設内の環境を改善するための修繕を年次的に行います。

5. 各種会議

<定例会議>

運営検討会議（月1回）・高齢者サービス調整会議（月1回）・ショートステイ調整会議（月1回）・飯南町福祉施設協議会・介護福祉部会への参加

<内部会議>

主任・リーダー会	目的…施設運営に於ける課題等を、協議決定する。決済会議。
	構成…施設長、生活相談員、各主任者、リーダー
サービス担当者会議	目的…施設介護サービス計画を作成する。随時、進捗状況を確認し、モニタリングを行う。
	構成…介護支援専門員、利用者本人、家族、担当職員
グループ会議	目的…業務全般の課題等を協議し、実践する。
	構成…介護職員
給食会議	目的…食事内容、食環境等、協議する。
	構成…全調理員、管理栄養士
職員会議	目的…全職員共通の課題や周知事項を協議、伝達する。また、職場内研修に活用する。
	構成…全職員
運営推進会議 (地域密着型のみ)	目的…利用者・地域住民等に提供サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービス提供を行う。
	構成…家族・地域住民・行政職員・施設長・相談員・担当職員

<各種委員会>

施設入所検討委員会	目的…新規入所者を委員の合議にて決定する。
	構成…局長、第三者委員、行政職員、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、必要時関係職員
事故防止委員会	目的…事故発生時、施設長の召集により開催し、原因の究明、今後の対応及び再発防止に向けた具体的対応を協議し、全員に周知、徹底する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、各主任者、担当職員

身体拘束廃止委員会	目的…利用者の生命、身体を保護するためやむを得ず、身体拘束が必要な場合、施設長の召集にて開催し対応を協議、全職員に周知する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
感染症対策委員会	目的…感染症発症時、必要時、施設長の召集にて開催し、感染の拡大防止、対応を協議にする。
	構成…施設長、嘱託医、生活相談員、介護支援専門員、各主任者
衛生委員会	目的…職員の危険（労災防止）又は健康障害を防止するための基本となるべく対策を話し合う。
	構成…管理職、職員
安全(医療的ケア)委員会	目的…実施のための体制の検討・事例の分析検討・教育・指導方法の検討・手順の検討と見直し
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
業務改善委員会	目的…職員の働き方、業務効率、労働時間等を細かく話し合い、働きやすい職場とするため、見直し改善を行う。
	構成…主幹・主任・他参加自由

5. 研修計画

研修名	対象職員
経営セミナー	施設長
スキルアップ研修	年度対象者
人材育成担当者研修	生活相談員・介護職員
ユニットリーダー研修	介護職員
ユニット実践者セミナー	介護職員
社会福祉法人会計基準講習	施設長・担当職員
生活相談員研修	生活相談員
医療行為に関する研修	看護職員・介護職員
口腔ケア研修	看護職員・介護職員
排泄ケア研修	看護職員・介護職員
老施協 中国大会・県大会	相談員・介護主任・リーダー
リスクマネジメント研修	相談員・介護主任・リーダー・看護職員
認知症研修	介護職員
感染症研修	看護職員・栄養士・調理員
人権擁護研修（虐待防止）	全職員
介護技術研修	介護職員
介護支援専門員研修	介護支援専門員
栄養士・調理員研修	栄養士・調理員
栄養ケアマネジメント研修	管理栄養士
介護職員実務者研修	介護職員

飯南町福祉施設協議会研修	全員
飯南町地域包括ケア推進局研修	全員
資格取得に向けた講座・研修	対象者

V. 居宅支援

1. 運営方針

地域の高齢者や心身に障害がある方々が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、「地域福祉」の推進役である社会福祉協議会の相談援助を行う事業所として「気楽に相談できる、信頼される事業所」をめざし、地域における身近な相談者としての役割を担います。

2. 重点実施項目

(1) マネジメントの充実(ケアプラン作成)

- ・自立支援と重度化予防の視点を持ちマネジメントを行います。
- ・医療との連携強化や他職種と協働を行い、地域ニーズの核となる個別支援から地域支援へ結び付けられるよう活動を行います。
- ・さまざまな生活課題を解決していけるようチームをコーディネートしていく力を身につけます。
- ・災害時の個別支援計画への協力など、自然災害の発生に備えた対応への取り組みを進めます。

(2) 運営管理

- ・特定事業所加算(Ⅱ)の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行えるように努め、利用者及び地域の方々に選ばれる事業所を目指します。
- ・法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、ならびに説明責任を果たします。
- ・サービスの質の評価を行い、サービスの検証・改善に取り組みます。
- ・感染症予防を行いながら事業継続を提供できる体制を整えます。

(3) 相談対応の実施

- ・対人援助職としての個々のスキルアップをめざし、利用者、家族の望む生活への実現、または直面している問題や生活課題の緩和や解決を目指します。

3. 実施事業

(1) 介護保険における介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）作成

1) 居宅介護支援（要介護1～要介護5）

- ・利用者が可能な限りその居宅に置いて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・入退院や看取りにおける医療との連携を図り、在宅での安定した療養生活を支援します。
- ・認知症の重度化予防や権利擁護に配慮し暮らしをサポートしていきます。

- 2) 介護予防・生活支援総合事業対象者(地域包括支援センター委託)
 - ・閉じこもりや身体機能の改善のみならず、社会参加、生きがいや役割を促進し改善効果が現れるようマネジメントを行います。
- (2) 要介護認定訪問調査(雲南広域連合委託)
 - ・保険者から委託を受け、公平・中立な調査を行います。
- (3) 障害者総合支援法による計画相談支援
 - ・障害を持った方々が「自分らしい生活、望む生活」の実現に向け、居宅介護、就労や社会参加を結びつけ生活を支援していきます。

4. 特定事業所加算(Ⅱ)を含む事業所の整備

- (1) 支援困難ケースを適切に処理できる体制を確保します。
- (2) 24時間連絡体制を確保します。
- (3) 運営基準(基準第13条関係)を遵守します。
- (4) 介護支援専門員実務研修における実習の受け入れを行います。
- (5) 資質・専門性の向上を目指します。(計画的な個別研修体制の確保)

ケアマネジメント学会、介護支援専門員協会が行う全国大会
 島根県ケアマネジメント研究大会
 雲南地域介護支援専門員協会研修
 雲南介護サービス事業者連絡会居宅部会研修会
 介護認定調査員現任研修
 保健所が開催する研修(難病・精神等)
 障がい者関係研修会
 県集団指導
 県社協主催研修会 等

- (6) 関係機関との連携強化、諸会議への開催・参加

特定事業所として定例会議の開催	利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達 マネジメントに関する技術 事例検討会、困難事例処遇方針検討 社会資源の現状及び検討 苦情に関する改善方針の検討 職員間での問題点・課題共有、相談 保健・医療及び福祉に関する諸制度について 研修報告 等
保険者 行政・包括支援センター サービス事業所 介護保険施設 医療機関 保健所 福祉事務所 法人内 等	<ul style="list-style-type: none"> ・他法人の事業所との事例検討・合同研究 ・適正給付に向けた事例検討会 ・担当者会議 ・高齢者等サービス調整会議 ・地域ケア会議 ・ケース検討・支援会議 ・病院等のカンファレンス ・保健所、行政が開催する会議 ・障がい者総合支援協議会が開催する会議 ・雲南地域サービス事業者連絡会居宅部会 等

5. 包括支援センターとの協働・連携

- ・連絡会や随時の対応のなかで情報共有と処遇検討を行います。

6. 関係機関、地域福祉推進部門との協働・連携

- ・法人内での状況共有や課題認識をとおり、地域課題の抽出とその解決、ニーズに即した事業の提案を行います。

7. 安定した利用者の確保と効率的業務遂行

- ・地域資源や各種相談部門とのネットワークを構築し新規利用を確保します。
- ・職員相互の情報の共有化、業務分担による仕事の効率化を図り、働きやすい環境作りを行います。

8. 情報公表、自己評価、利用者意向調査の継続

- ・県公表制度への報告。
- ・事業所自己評価、利用者アンケートの実施などで事業の見直し、改善を図ります。

9. 相談・苦情への対応

- ・苦情、要望の早期把握を行います。苦情に係る問題点の把握、対応策を検討し誠実に対応すると共に、苦情に至る背景を考察します。

VI. 保育所

1. 運営方針

- 町の保育方針、保育内容を基本とし、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をすすめる社協の基本理念に沿って、保育所運営を行います。
- 一人ひとりの子どもの人権と個性を尊重し、心身の健康と自立を育む保育を目指します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、安心して預けていただける保育所運営を目指します。

2. 重点実施項目

- 低月齢児保育（生後6ヶ月から）の開始に伴い、これまで以上に安全な環境で乳幼児の健やかな成長を支援できるよう、職員間の協力体制の強化、研修の実施により保育の質の向上を目指します。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」（改定保育指針）を目指した保育に取り組みます。
- 保小中高一貫教育の基、キャリアパスポートの実践を進めていきます。
- 保育士確保対策事業に取り組みます。

3. 保育所の概要

保育所名及び所在地	定員	児童数 (4月当初)
さつき保育所 住所 島根県飯石郡飯南町八神 142 番地	20名	6名
桜ヶ台保育所 住所 島根県飯石郡飯南町頓原 1426 番地	60名	38名
来島保育所 住所 島根県飯石郡飯南町野萱 774 番地 2	60名	40名
赤名保育所 住所 島根県飯石郡飯南町上赤名 70 番地 7	60名	41名

125名

4. 保育所の開所日・開所時間

業務	開所日	開所時間
通常保育 (標準時間認定児)	月曜日から金曜日	午前7時45分から午後7時まで
土曜保育	毎週土曜日	午前7時45分から午後6時まで
延長保育 (短時間認定児対象)	月曜日から金曜日	午後3時45分から午後7時まで
一時保育	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時まで

*日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所とします。

5. 受け入れ月齢

生後10か月～就学前まで

生後6ヶ月～就学前まで ※桜ヶ台保育所のみ

6. 飯南町子育て支援事業の実施

(1) 飯南町子育て支援事業実施要綱に基づく事業の実施

- 1) 延長保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 2) 一時保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）

- 3) 子育て支援センター事業

就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦を対象に、週1回集いのひろばを開催します。(名称「ほっと。café」)

- 4) ファミリーサポートセンター事業

育児について助け合う会員の組織化と運営の支援を行ないます。

7. 会議の実施

- 1) 所長会（月例）
- 2) 主任者会（月例）
- 3) 調理担当者会（献立作成）（月例）
- 4) クラス別担当者会（随時）
- 5) 職員会議（月例）
- 6) 苦情処理第三者委員との情報交換会（年1回）

8. 職員の研修計画

(1) 外部研修への参加

- 1) 島根県保育協議会・・・総会、各種研修会

- 2) 雲南保育協議会・・・総会、施設長部会、保育士部会、研究委員会
調理担当者会、各種研修会
- 3) 島根県青少年家庭課・・・各種研修会
- 4) 島根県社会福祉協議会・・・各種研修会

(2) 内部研修への参加

- 1) 職員会議における復命研修
- 2) 社会福祉協議会職員自主研修
- 3) 飯南町保育所職員研修（年間3回～4回）

9. 保育所自己評価の実施

- 1) 各保育所において、「保育所における第三者評価基準（自己評価ガイドライン）」に添った自己評価を実施します。

10. 保護者からの意見の集約

- 1) アンケートの実施
- 2) 連絡帳等を利用した意見の収集